

平成二十一年二月五日提出
質問第九七号

記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する訪問調査に関する質問主意書

提出者 山井和則

記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する訪問調査に関する質問主意書

記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する訪問調査について、次のとおり質問する。

一 昨年五月から六月の被害者三十五人について訪問調査が行われた。それ以降の七月から九月までの二十人についても、訪問調査を行い、三十五人の調査と同様に、なぜ無年金となっていたのか、その原因を究明し、再発防止策を講ずる必要があると考えるがいかか。

二 五月から六月の被害者への訪問調査の対象者のうち、四人に関しては、以前に社会保険事務所に相談したのに、無年金と判断され、その原因が不明となっている。なぜ、四人は当時、「無年金」と回答されたのか。なぜ、そのような間違いが起こったのか、理由をお教え願いたい。

右質問する。